

財理第1555号
平成18年4月20日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

平成18年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 償還期限及び据置期間については、別表「平成18年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）のとおりとする。
なお、上記については上限を定めるものであり、そのうち償還期限については、地方財政法第5条の2の規定等に基づき、個別具体的な施設の耐用年数の範囲内とする旨に留意されたい。
- (2) 基準年数表に定めのないものについては、別途定めることとする。
- (3) 基準年数表の償還期限及び据置期間は、資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第 1794 号
平成17年5月12日

近畿財務局長 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

阪神・淡路大震災の震災復興事業に係る財政融資資金地方資金
の貸付条件について

標記のことについて、「平成17年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の支払期日」及び「償還期限」等について」の記2の(2)に基づき、下記の通り定めることとしたので通知する。

記

「阪神・淡路震災復興計画」に係る震災復興事業の地方債の償還期限及び据置期間については、30年以内（うち5年以内の据置期間を含む）に延長することとする。

なお、本措置を適用する地方公共団体は、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第1項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令」（平成7年3月1日政令第40号）に定める地方公共団体とする。

また、本措置を適用する場合は、10年毎利率見直方式（地方公共団体が5年毎利率見直方式を選択した場合は5年毎利率見直方式）で貸し付けることとする。